令和4年度

障害学生支援 理解・啓発セミナー

改正障害者差別解消法施行による 私立大学における合理的配慮提供義務化に向けて

国立高等専門学校機構本部

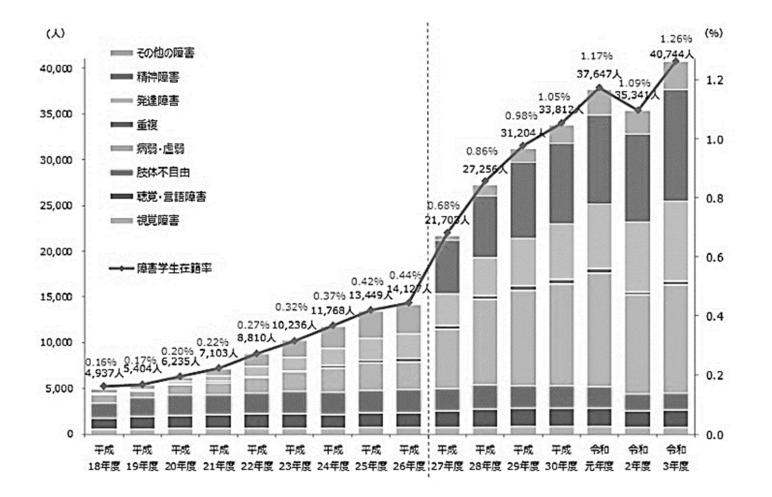
特命准教授/学生参事補/障害学生支援スーパーバイザー

日本学生支援機構

客員研究員

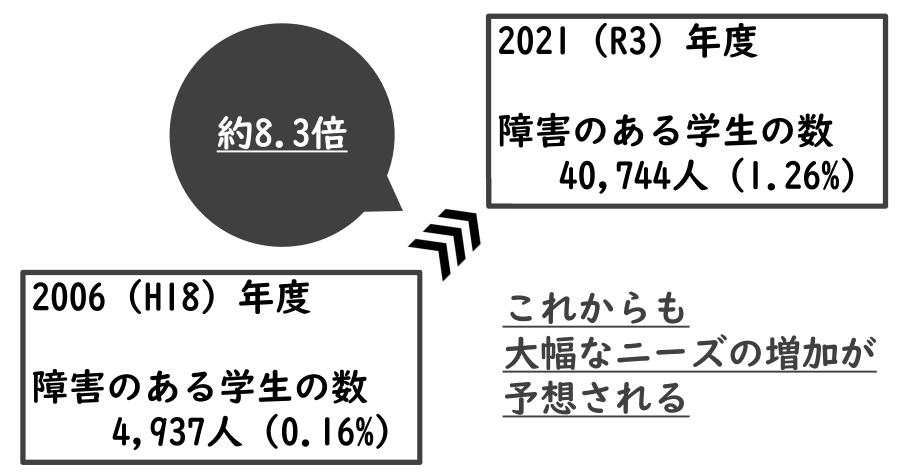
舩越高樹

高等教育機関における障害学生数



「日本学生支援機構 令和3年度(2021年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より

高等教育機関における障害学生数の増加



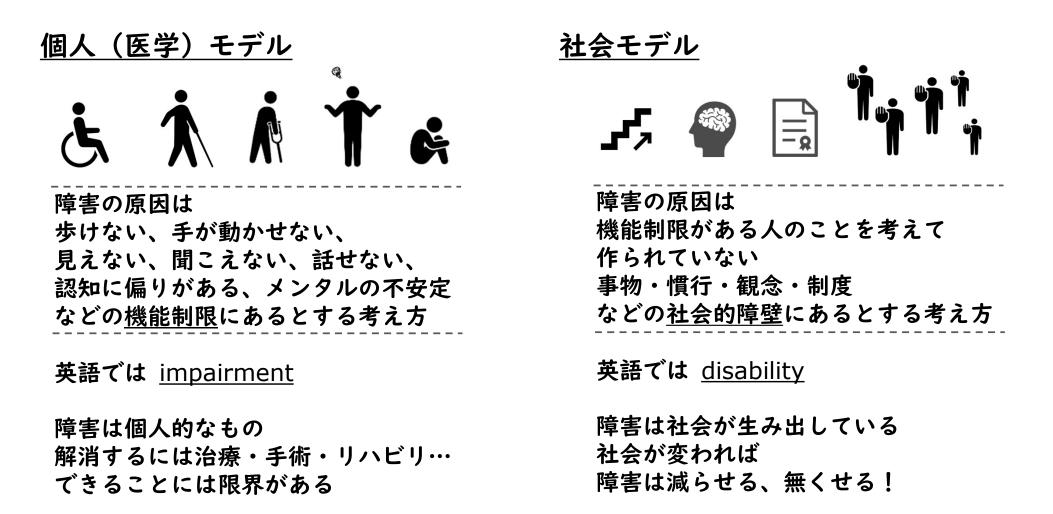
「日本学生支援機構 令和3年度(2021年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より

障害のある学生に関連する法律等の時系列による整理

2007年 (HI9) 文科省「特別支援教育の推進について(通知)」	
2008年 (H20) 国連「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」発効	
2011年 (H23) 「障害者基本法」の改正	特別支
2012年 (H24) 文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (報告)」	特別支援教育体制開始
2012年 (H24) 文科省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ(報告)」	育 体 制
2013年 (H25) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」成立	
2014年 (H26) 日本「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」批准	15 年
2016年 (H28) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」施行	年経過
2017年 (H29) 文科省「障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ(報告)」	
2021年 (R3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」改正法 成立	-

2022年

障害とは?



改正障害者差別解消法 可決成立

2016(H28)年

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	3月 9日 改正閣議決定
附 則 ● (施行期日) ■ 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条まで ● の規定は、公布の日から施行する。	<u>4月20日 衆議院において可決</u>
┃	<u>5月28日 参議院において可決成立</u>
会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況 について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うもの とする。	→「公布の日」から3年以内に施行
l	
【現行法】 私立大学の合理的配慮提供は努力義務	【改正後】 私立大学の合理的配慮提供も義務!
(事業者における障害を理由とする差別の禁止)	(事業者における障害を理由とする差別の禁止)
第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と 不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。	第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と 不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要 としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢 及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を するように努めなければならない。	2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要 としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢 及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を するように 努めなければならない。しなければならない。
	!

2021(R3)年

 \mathbf{A}

私立大学での合理的配慮提供義務化まで2年を切る!

私大の合理的配慮提供義務化で何が変わる?

「努力義務」であっても「義務」であっても 合理的配慮の提供について "義務は義務"

大学が正当な理由なく合理的配慮不提供 >>当事者が障害者差別解消支援協議会等に申し立て<<



障害学生支援、特に合理的配慮の妥当性を判断する専門部署の 拡充は避けられないのでは?

令和4年度までに100%達成を目指さなければならない項目

内閣府 障害者基本計画(第4次計画 平成30(2018)年度~令和4(2022)年度) 9.教育の振興(基本法第16,17条関係、条約第24,30条関係)目標分野 高等教育における障害学生支援の推進

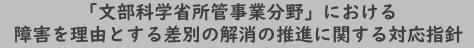
障害学生に対する合理 的配慮の提供等の状況	障害学生の支援等に関 する体制の整備状況	障害学生への就職指導 の状況 た学等の入試における 障害学生への配慮に関 する情報公開の状況
①障害学生が在籍する大学等にお いて、授業に関する支援を実施し ている大学等の割合	 ①障害学生支援に関する規程等、 又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合 	 ①障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施してる大学等の割合 ①入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合
②障害学生が在籍する大学等にお いて、授業以外の支援を実施して いる大学等の割合	②障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	②障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合
	③紛争の防止、解決等に関する調 整機関を設置している大学等の割 合	
	④ホームページで障害学生支援情 報を公開している大学等の割合	/ 対応完了 / されていますか? /
	⑤ガイダンスにおいて、障害学生 支援の手続などに関する学内規程 や支援事例等を周知している大学 等の割合	

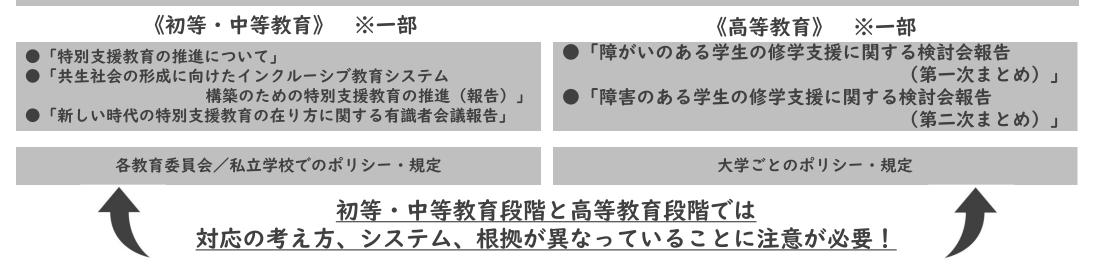
支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理

障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)





2012(H24)年「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」

障がいのある学生の修学支援に関する	会討会報告(第一次まとめ)概要 ^{平成24年12月 文部科学省}		
 一一成244-12月 2004年12月 2004年14月 2014年14月 2014			
大学等における合理的配慮の対象範囲 〇「学生」の範囲 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生 (科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて 学ぶ学生等も含む) 〇「障害のある学生」の範囲 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限 を受ける状態にある学生 〇学生の活動の範囲 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象 ※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的 配慮として本検討の対象外とした。	関係機関が取り組むべき課題 短期的課題 〇各大学等における情報公開及び相談窓口の設置 ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を 公開することが必要。 ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。 〇拠点校及び大学間ネットワークの形成 ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向 上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として 整備することが重要。		
合理的配慮の考え方 合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するもの であり、多様かつ個別性が高いもの →大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理 全な記載内容	中・長期的課題 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理 ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信 教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研 究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援		
 ①機会の確保:障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保 することが重要。また、教育の質を維持することが重要。 ②情報公開:障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大 学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。 ③決定過程:権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に 基づいた調整を行うことが重要。 ④教育方法等:情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評 価などにおける配慮の考え方を整理。 ⑤支援体制:大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが 	今後の取扱い・課題 ○全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。 ○今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。 ○また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが		
重要。 ⑥施設・設備:安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。 など	 必要。 〇その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、 通学等の課題については、引き続き検討。 		



2016(H28)年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」

 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。 こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。 					
第一次まとめの進捗状況	各大学等が取り組むべき主要課題とその内容				
全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備 や専門人材の育成が必要。	(1)教育環境の調整 変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法				
検討の対象範囲	⁴ の調整やアクセシビリティを確保する。 (2)初等中等教育段階から大学等への移行(進学)				
 第一次まとめの検討範囲を踏襲。 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。) 	(2)初等中等教育校商から入手等への後行(進子) 高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等 引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。 (3)大学等から就労への移行(就職) 障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支払				
差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方 (1)基本的な考え方 ●「不当な差別的取扱い」:正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当 かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。 ●「合理的配慮」:第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。 具体的な内容	係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早し から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りた (4)大学間連携を含む関係機関との連携 地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、 本 政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望ま (5)障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置 組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の 成・配置が不可欠。				
(2)大学等における実施体制 各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重 要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障 害学生支援に関するルールの作成・公表)、③組織(主なものは意思決定 機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第	 (6)研修・理解促進 教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要 (7)情報公開: 支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。 				
三者組織」) (3)合理的配慮の決定手順 ①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような 視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話 (学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目 的・内容・評価の本質部分は変えない)、④決定内容のモニタリング (4)紛争解決のための第三者組織 中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停	社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成 障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手 法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。 → 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。				



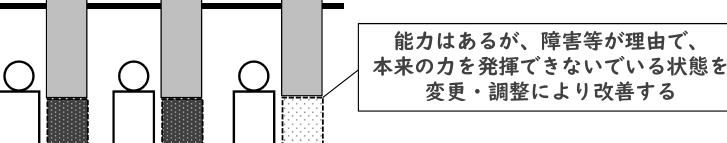
第一次まとめ・第二次まとめで大学等に求められていること

第一次まとめ チェックリスト 第二次まとめチェックリスト ◆大学等における合理的配慮の対象範囲 ◆基本的な考え方 □ 「学生」の範囲 を説明できる □「不当な差別的取り扱い」とは何かを理解し、学内から無くしている □ 「障害のある学生」の範囲 を説明できる □「合理的配慮」とは何かを社会モデルの考えを踏まえ、理解できている □ 対象となる 学生の活動の範囲 を説明できる ◆大学等における実施体制 □ ①事前的改善措置について対応を完了している ◆合理的配慮の考え方 □ ①機会の確保ができている □ ②学内規定について整備を終えている □ ③組織について自学に最適な体制を整えられている □ ②情報公開ができている ◆合理的配慮の決定手順について □ ③決定過程ができている □以下のフローが公開され、対応できる体制を整えている □ ④教育方法等の変更・調整ができている □ ⑤支援体制ができている ①障害のある学生からの申し出 □ ⑥施設・設備を整えている ②学生と大学等による建設的対話 ◆短期的課題 ③内容決定の際の留意事項 □ 情報公開及び相談窓口の設置を完了している ④決定内容のモニタリング □ 拠点校との関係、大学間ネットワークへの参画ができている ◆紛争解決のための第三者組織 □ 必要な体制を整備でき、相談方法が公開されている ◆中・長期的課題(国レベルでの取り組みを含む) ◆各大学が取り組むべき主要課題とその内容 □ ① 人試の改善ができている □ ②高校及び特別支援学校との接続の円滑化ができている □ ①教育環境の調整が適切に行えている □ ②初等中等教育段階から大学等への移行(進学)が円滑にできている □ ③通学上の困難の改善ができている □ ④教材の確保ができている □ ③大学等から就労への移行(就職)について体制が組めている □ ⑤通信教育の活用ができている □ ④大学間連携を含む関係機関との連携ができている □ ⑥就職支援等の体制ができている □ ⑤障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置ができている □ ⑦専門人材の育成ができている □ ⑥研修・理解促進ができている □ ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実ができている □ ⑦情報公開がアクセシブルな形で十分にできている □ ⑨財政支援を受け、活用できている ◆社会で活躍する障害学生支援センターの形成 □東京大学PHEDについて知り活用している

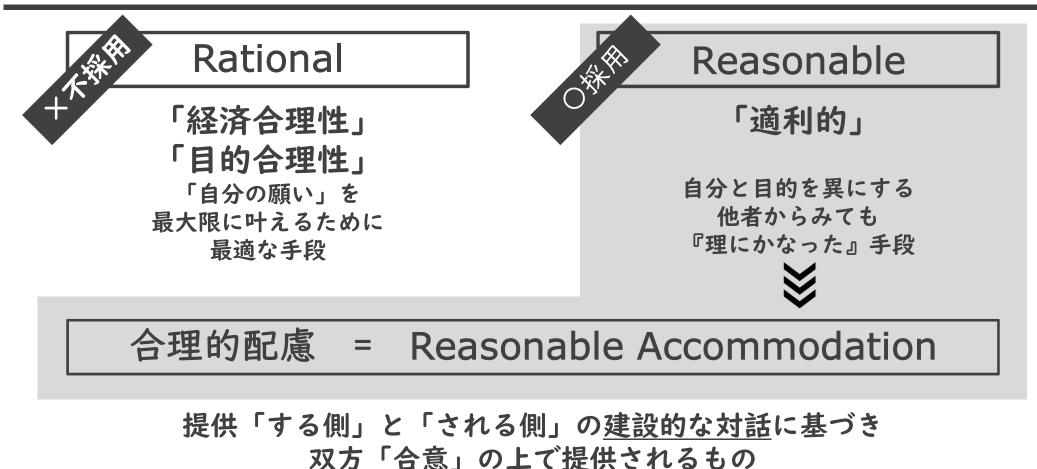
□京都大学HEAPについて知り活用している

合理的配慮の基本的な考え方





「合理的」に当てはまる二つの英単語から考える



※ 合理的配慮は本人(保護者)と大学等との双方の合意なく提供されることはありえない。

【参考】井上達夫(2006)「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版

過去の事例から…ちょっと考えてみましょう

読字障害のある学生



合理的配慮を含む修学支援を希望

- ・試験の時間延長(1.3倍)
- <u>・必要に応じて文字読み上げアプリの活用</u> 医師からの具体的な対応策が示された診断書も提出済

入学後に合理的配慮なしで他の学生と同じ条件で小テストを実施 ↓ 配慮なしでも平均点は取れることがわかった

Question:

→ それでも合理的配慮を提供する必要はあるのか?

合理的配慮は

<u>ズルではない!甘やかしでもない!</u>

障害のある学生の社会的障壁を除去し、

機会の保障をすること! 他の学生と同じスタート地点に立てるようにすること!

それが大学に課せられた最低限度の義務!

高等教育機関における合理的配慮の考え方

2012年〇検討会報告(第一次まとめ)における定義

・障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、 大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、

・障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に 個別に必要とされるものかつ

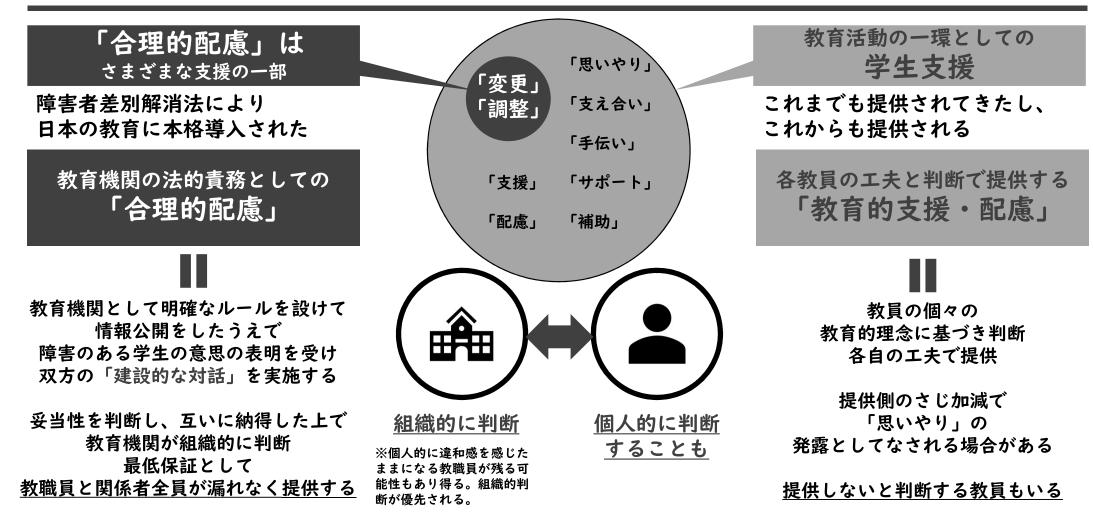
・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

2016年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

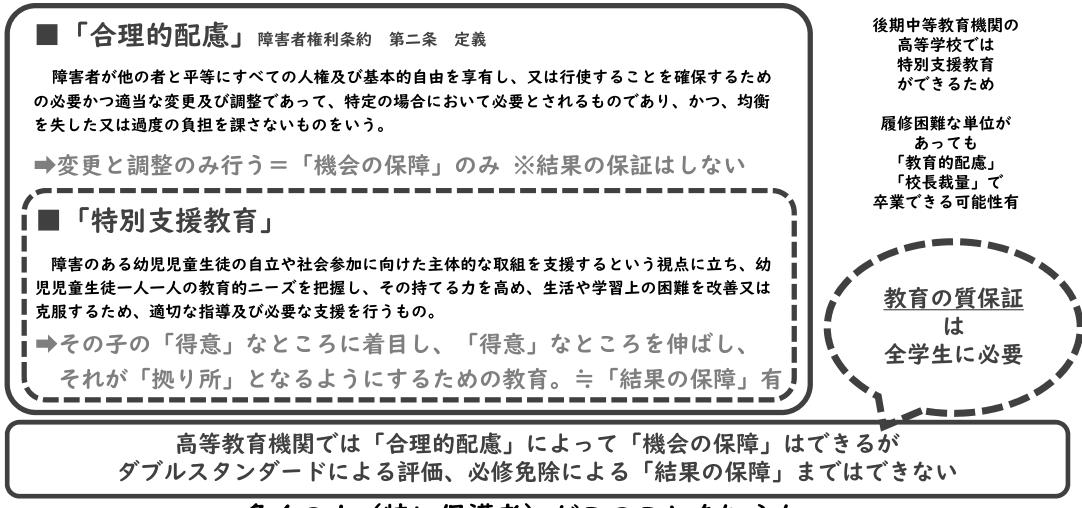
2016年〇検討会報告(第二次まとめ)における定義

・障害者差別解消法においては、<u>障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における</u> 様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるもいわゆる<u>「社会モデル」の考え方を取り入れて</u> おり、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

「合理的配慮」とその他の配慮・支援の違い

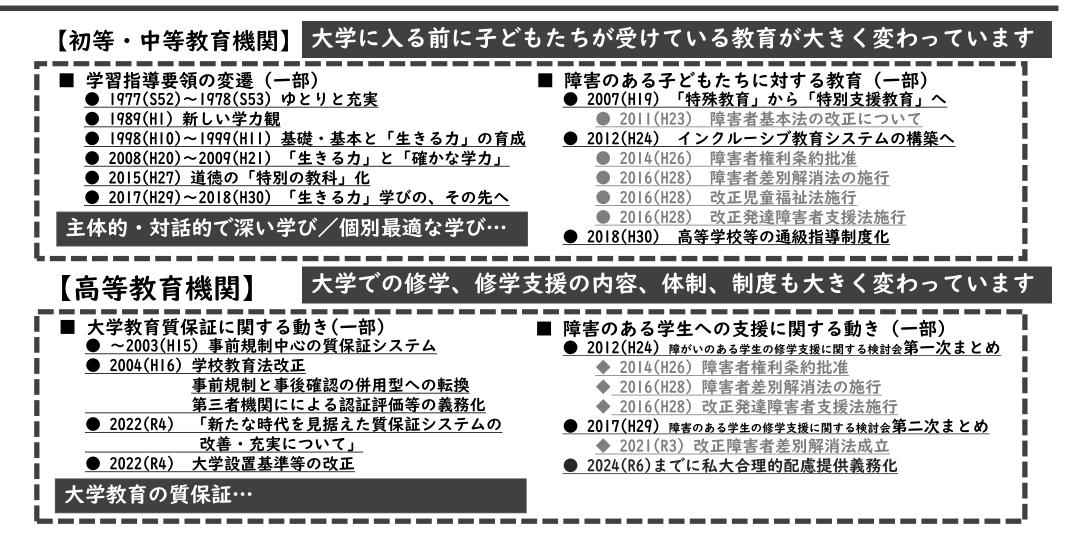


「合理的配慮」と「特別支援教育」の関係

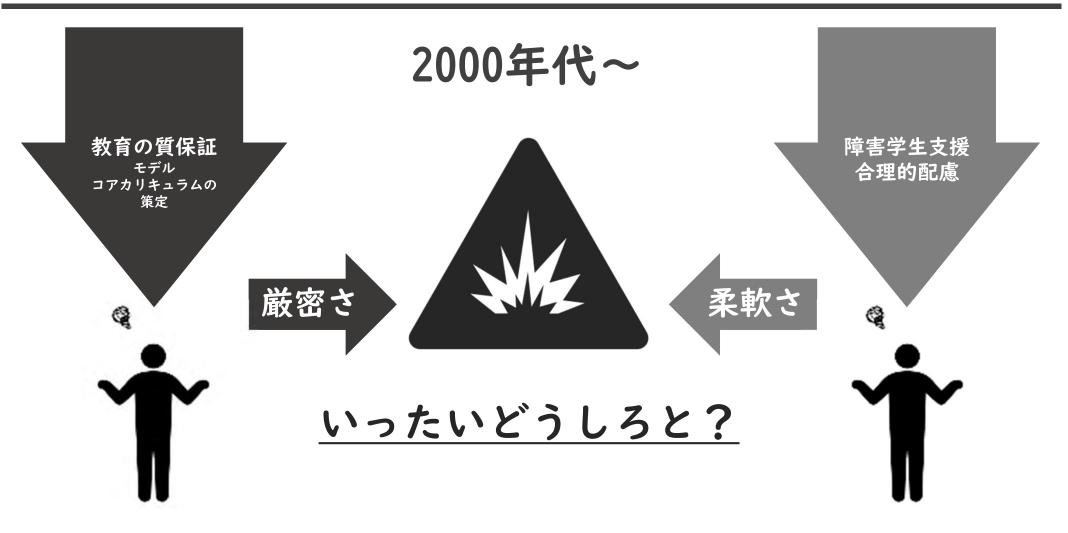


多くの人(特に保護者)がこのことを知らない

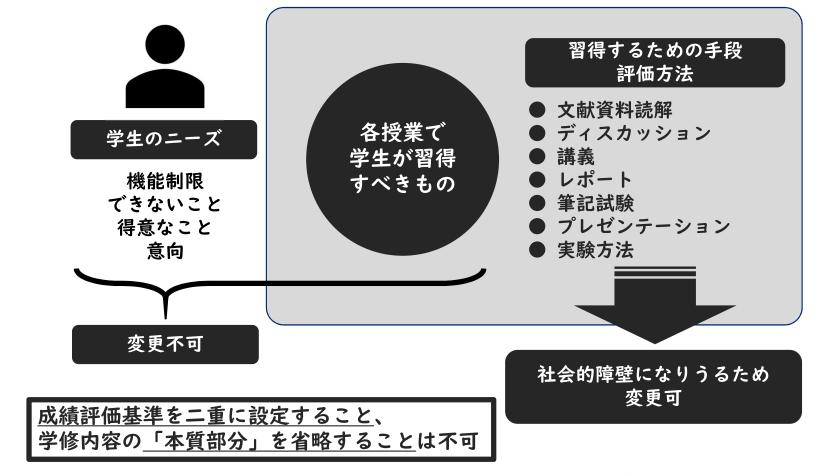
変わりつつある日本の教育機関…



大学教員に求められている「厳密さ」と「柔軟さ」

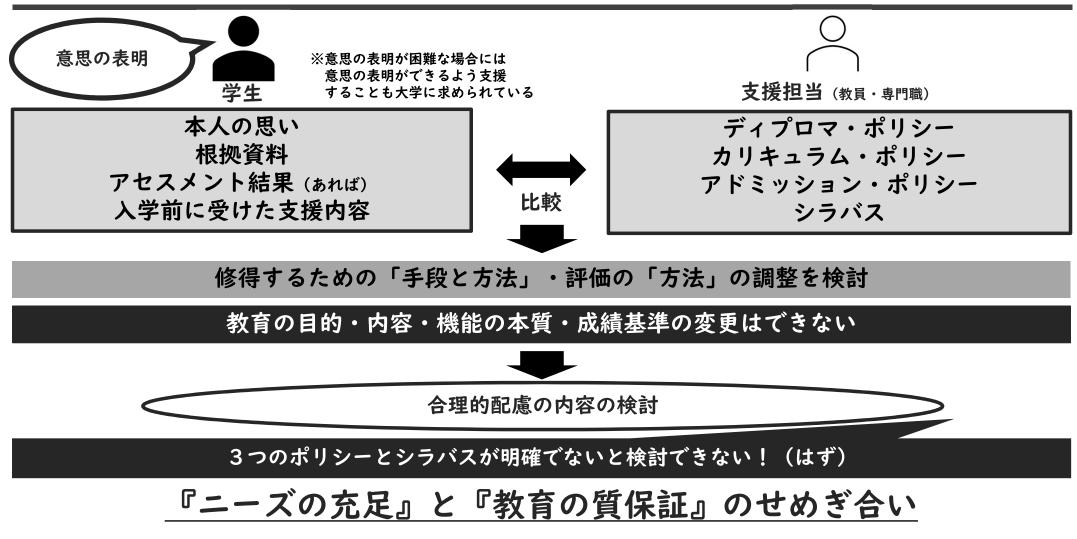


授業・実習・研究合理的配慮で変更・調整可能な範囲



^{2017.2.7} ネットワーク大学コンソーシアム岐阜 H28年度 高大連携セミナー 信州大学 高橋 知音 氏 のスライドを参考に一部改変

修学上の合理的配慮の検討



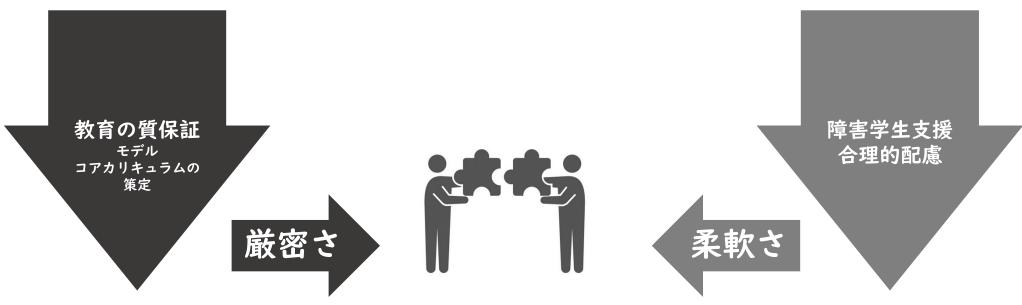
合理的配慮を実施するために必要なこと

3つのポリシーとシラバスの充実と明確化

建学の精神 教育方針	ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、 学位を授与するかを定めたもの。
分野別 モデルコア	カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を編成し、どのような教育 内容・方法を実施し、学修成果をどのように評 価するかを定めたもの。
カリキュラム	アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。 受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体 的評価方法は募集要項等で公開。
資格認定要件	シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、 評価基準を明記。
7		H29.9.26 JASSO 全国障害学生支援セミナー 「体制整備支援セミナー3」

H29.9.26 JASSO 全国障害字生支援セミナー 「体制整備支援セミナー 信州大学 高橋 知音 氏のスライドを参考に一部改変

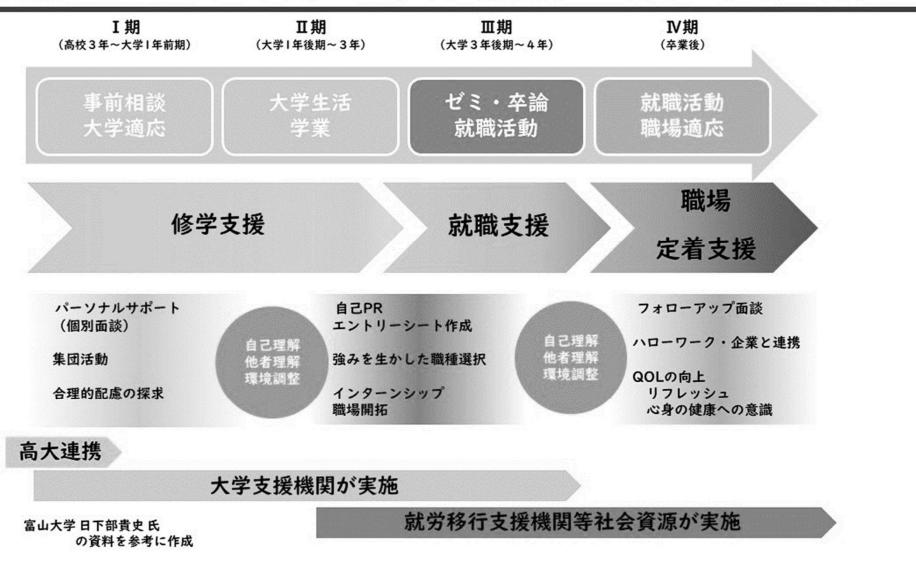
大学教員に求められている「厳密さ」と「柔軟さ」



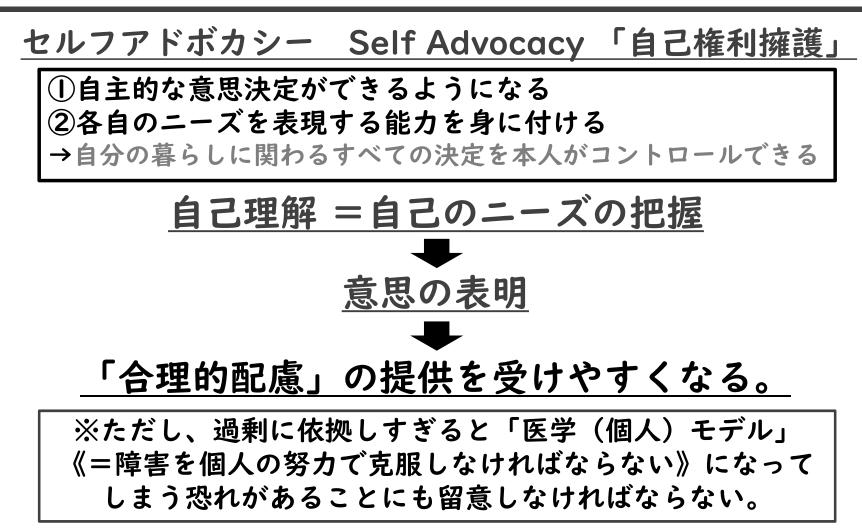
<u>高等教育機関が避けられない教育の質保証の拡充が</u> <u>合理的配慮提供も充実させる!</u>

<u>(支援体制の強化はまだまだ必要ですが…)</u>

障害等支援ニーズのある大学生の社会(就労)へ向けた移行の流れ



支援強化のポイント「セルフアドボカシー」



コロナ禍からその先へ!多様性尊重は大学経営の根幹!

